

南国税務署からのお知らせ

自宅で
申告書の作成・送信はスマートフォンから!



STEP 1: アクセス

iPhone・Androidの方

確定申告 検索



インターネットを開いて、「確定申告」と検索していただくか、QRコードを読み取ってください。

①国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。

②画面の質問に沿って、申告される収入や控除についてお答えください。

STEP 2: 提出方法選択

提出方法を選択してください。

- e-Tax (マイナンバーカード方式)
- e-Tax (ID・パスワード方式)
- 書面

ID・パスワード方式



※印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

マイナンバーカード方式



画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

対応端末の一覧はこちら!



STEP 3: 入力

①収入の入力

給与所得の源泉徴収票などを基に入力してください。

②控除の入力

医療費や寄附金の領収書などを基に入力してください。

③氏名等の入力

氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

STEP 4: 送信

e-Taxで送信してください。



※提出方法で「書面」を選択された方は、STEP5へ進み、申告書を印刷の上、郵送等により申告書を提出してください。

e-Taxや国税庁ホームページ作成コーナーに関するお問い合わせは、

Oe-Tax・作成コーナーヘルプデスク
TEL0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)

STEP 5: データ保存

印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

Androidの方

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

iPhoneの方



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

保存したデータは「ファイル」アプリから後で確認できます。

■問い合わせ／南国税務署 ☎863-3215

・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・Android、Chromeの名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

税務課からのお知らせ

個人住民税(市・県民税)の申告

「事前予約」はお済みでしょうか!?



☆事前予約について☆

市役所で行っている申告受付は、感染症予防対策として混雑を緩和するため予約制で行います。予約がない方は申告受付ができないので、必ず予約をしてください。

■予約受付開始日: 1月27日(水)から

■予約方法: 原則、前日までに電話にて予約受付。平日の8時30分~17時の間に電話をしてください。混雑を避けるため来庁での予約はご遠慮ください。

■予約受付電話番号: 880-6554 (税務課直通)

☆注意事項

- ・予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。予約時間を過ぎると受付できない場合があります。
- ・予約した時間に来られなくなった場合は、必ず連絡してください。
- ・申告内容や混雑状況によっては、受付が予約時間から前後することがあります。
- ・申告当日に検温を実施し37.5度以上の発熱が認められる場合は来庁による申告は受付できません。
- ・来庁の際はマスクの着用、手指消毒にご協力をお願いします。

☆申告期間について☆

■申告期間: 2月16日(火)~3月15日(月)

■受付時間: 午前8時30分~午前11時、午後1時~午後4時30分

☆申告内容の留意点について☆

「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など添付資料を作成していない場合は、申告受付ができません。添付資料は事前に作成の上、予約時間にご来庁ください。

年金受給者などの方で所得税の確定申告をする方についても期間中は市役所で申告を受付できますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は税務署で申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民税の申告は必要ありません。

要介護認定を受けている方へ

介護保険の要介護認定を受けている方は、所得税の確定申告や個人住民税の申告をする際に次の控除を受けられる場合があります。

■障害者控除/令和2年12月末日時点において、南国市で介護認定を受けている方のうち、要介護2~5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有無に関わらず、障害者控除の対象となります。その場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

■医療費控除/施設に入所または在宅サービスを利用している方が負担しているサービス費の中で、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が記載されているものは医療費控除に該当します。控除を希望する方は「医療費控除の明細書」を作成して申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となります。

※「障害者控除対象者認定書」の発行については、長寿支援課介護保険係(☎880-6556)まで

■問い合わせ/ 税務課市民税係 ☎880-6554